

雲南市建築物耐震改修促進計画

平成29年3月

雲 南 市

目 次

1. 計画の概要	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画策定の目的	1
1-3. 計画の位置づけ	1
1-4. 計画の期間	1
1-5. 用語の定義	2
2. 地震の災害履歴	3
2-1. 全国で発生した近年の大規模地震	3
2-2. 近隣で発生した主な地震	4
3. 想定される地震の規模及び被害の状況	5
3-1. 雲南市地域防災計画（震災編）による被害想定	5
4. 耐震化の現状と目標	7
4-1. 住宅の耐震化の現状と目標	7
4-2. 特定建築物の耐震化の現状と目標	7
(1) 多数の者が利用する特定建築物	7
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物	8
5. 耐震化の促進を図るための施策	14
5-1. 施策の基本的な取り組み方針	14
(1) 耐震化の促進における役割分担	14
(2) 重点的に耐震化を図る建築物及び地域	14
5-2. 基本施策	15
(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための誘導・支援策	15
(2) 安心して耐震化を行うことができる環境整備	16
(3) 地震時の総合的な安全対策	16
(4) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化	17
(5) 地震発生後の応急対応	17
(6) 建築物の地震防災に関する啓発及び知識の普及	17
5-3. 計画の推進等に関する事項	19
(1) 所管行政庁及び庁内関係部局間の連携の強化	19
(2) 建築確認を要しない地域における法令遵守の周知徹底	19

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の背景

平成7年1月の兵庫県南部地震を契機に、建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることにより、大規模地震から国民の生命と財産を守ることを目的として、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が施行された。

その後も、平成12年10月の鳥取県西部地震や平成16年10月の新潟県中越地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等、近年、各地で立て続けに大規模な地震が発生しており、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていた。

こうした中、平成17年9月の中央防災会議において、被害軽減対策の中でも死者数の軽減（半減）に最も効果的である「建築物の耐震化」を社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、大規模地震発生の切迫性が特に高い東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域のみならず、全国的な規模で緊急かつ強力に実施することとする「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定された。

これを受け、平成18年1月に、改正耐震改修促進法が施行され、その中で、県及び市町村単位で耐震改修促進計画を策定し、各地方公共団体において建築物の耐震化を計画的に促進することが規定された。

その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、マグニチュードはMw9.0と日本の観測史上最大規模の地震となり、この地震とそれによって引き起こされた津波、およびその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。

このような状況を踏まえ不特定多数の方や避難に配慮を必要とする方が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い、報告することを義務付けする等の主旨にて、耐震改修促進法が平成25年11月に改正され、相談体制の整備や所有者等の費用負担の軽減につながる事業の推進等、効率的かつ効果的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになった。

それ以降も、平成28年に発生した熊本地震、鳥取中部地震など、巨大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況から、建築物の耐震化の促進は極めて重要な課題であることが、国民の共通認識になったと言える。

1-2. 計画策定の目的

本計画は、市内の住宅及び建築物の耐震化の促進を図ることをもって、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定するものである。

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、改正耐震改修促進法に基づく国の基本方針及び島根県建築物耐震改修促進計画を勘案した上で、雲南市地域防災計画（震災編）の関連計画として位置づけ、当該計画の震災予防計画及び震災応急対策計画に反映させるものとする。

1-4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成37年度までとし、他の計画との整合を図りつつ、評価・検証を行いながら必要に応じて見直しを行うものとする。

1-5. 用語の定義

本計画において使用する主な用語については、以下の通りである。

- ①耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- ②耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は、敷地を整備することをいう。
- ③新耐震基準 昭和56年6月1日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。
- ④特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）
耐震改修促進法で定められた昭和56年5月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数のものが利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいい、平成25年の改正前の耐震改修促進法第6条各号、改正後の同法第14条各号に該当する建築物をいう。（表8、表9、図4参照）
- ⑤所管行政庁 建築主事を置く市（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市を除く）の区域においては当該市長をいい、その他の市町村の区域においては知事をいい、本市においては、平成25年度から限定特定行政庁を設置しているため、建築基準法第6条第1項第四号に規定する建築物について所管する。
- ⑥耐震化率 「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性ありの建築物}}{\text{全ての建築物}}$$

耐震性あり：・昭和56年6月以降に建築された建築物
・昭和56年5月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

2. 地震の災害履歴

2-1. 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表1のとおりである。

発生の切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表1 近年の大規模地震

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	死者/不明 [負傷者] (人)
平成7(1995)年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成12(2000)年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成13(2001)年3月24日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成15(2003)年9月26日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成16(2004)年10月23日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成17(2005)年3月20日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成19(2007)年3月25日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成19(2007)年7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成20(2008)年6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成23(2011)年3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成23(2011)年4月7日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成26(2014)年11月22日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成28(2016)年4月14日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成28(2016)年10月21日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模(マグニチュード)、ただし、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。

^{*3} 平成28年(2016年)鳥取県中部地震は平成29年1月4日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料
兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

2-2. 近隣で発生した主な地震

雲南市近隣で発生した主な地震は、表2のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、雲南市近隣においても大規模地震による被害を受けている。

雲南市においても、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識する必要がある。

表2 被害地震

発生年月日	名称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被害状況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1914年 5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
2000年10月 6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）より抜粋

3. 想定される地震の規模及び被害の状況

3-1. 雲南市地域防災計画（震災編）による被害想定

「島根県地震被害想定調査」（平成24年6月）では、陸域の地震として「宍道断層の地震」、「宍道湖南方の地震」、「大田市西南方の地震」、「浜田市沿岸の地震」、「弥栄断層帯の地震」の5つの地震を想定しており、このうち、揺れによる建物被害が最も大きいと想定される「宍道湖南方の地震（冬18時）」による市内の建物被害、人的被害、ライフライン被害の想定結果を以下に記す。

■想定地震の概要

- ・マグニチュード（M）：7.3
- ・最大震度：6弱
- ・地震のタイプ：内陸の浅い地震を想定
- ・想定理由：微小地震発生領域

表3 被害想定結果（宍道湖南方の地震：冬18時）

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	雲南市
建物被害	揺れによる建物被害	全壊数	(棟)	31	12
		半壊数	(棟)	873	332
	液状化による建物被害	全壊数	(棟)	623	35
		半壊数	(棟)	1,639	85
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数	(棟)	51	21
		半壊数	(棟)	120	48
	被害合計	全壊数	(棟)	705	68
		半壊数	(棟)	2,632	465
地震火災	焼失棟数	6時間後	(棟)	0	0
		12時間後	(棟)	0	0
		18時間後	(棟)	0	0
		24時間後	(棟)	0	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数	(人)	1	0
		負傷者数	(人)	47	11
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数	(人)	2	1
		負傷者数	(人)	36	15
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	6	0
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数	(人)	1	0
		負傷者数	(人)	12	2
	火災による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	0	0
人的被害合計	死者数	(人)	4	1	
	負傷者数	(人)	101	28	
ライフライン	上水道	被害箇所数	(箇所)	87	37
		断水世帯数(1日後)	(世帯)	3,893	952
		断水世帯率(1日後)	(%)	2	8
	下水道	被害延長	(km)	12	1
		影響人口	(人)	1,850	123
	通信	被害電柱本数	(本)	7	6
		不通回線	(件)	93	80
	電力	被害電柱本数	(本)	12	8
		停電件数	(件)	196	130
	LPガス	供給支障件数	(件)	25	14

※数値が0となっているものは、被害等はあるが四捨五入で0になったもの

市内で揺れを発生させる想定地震のうち、影響を受けることが想定される「宍道湖南方」及び「宍道断層」に対する地震動の予測結果を以下に示す。

図1 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

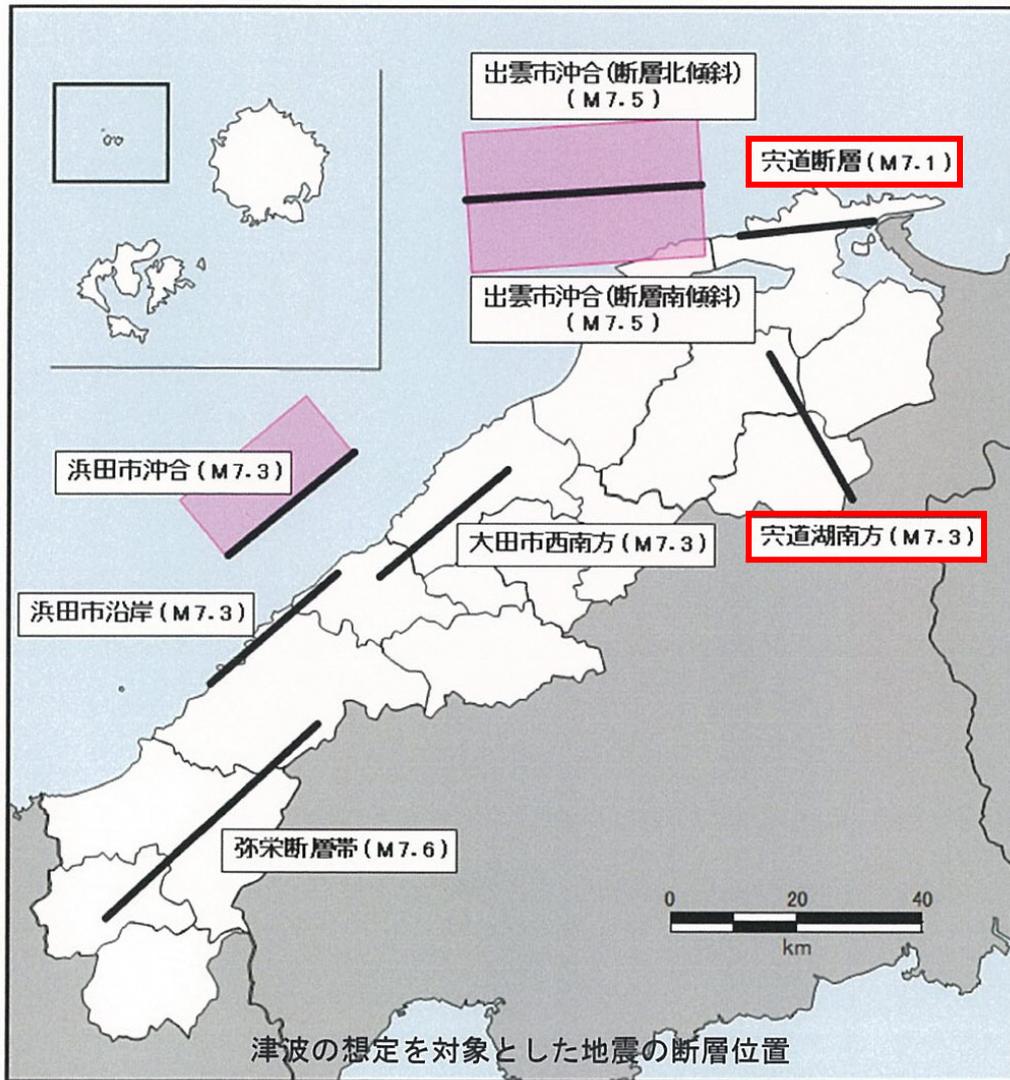
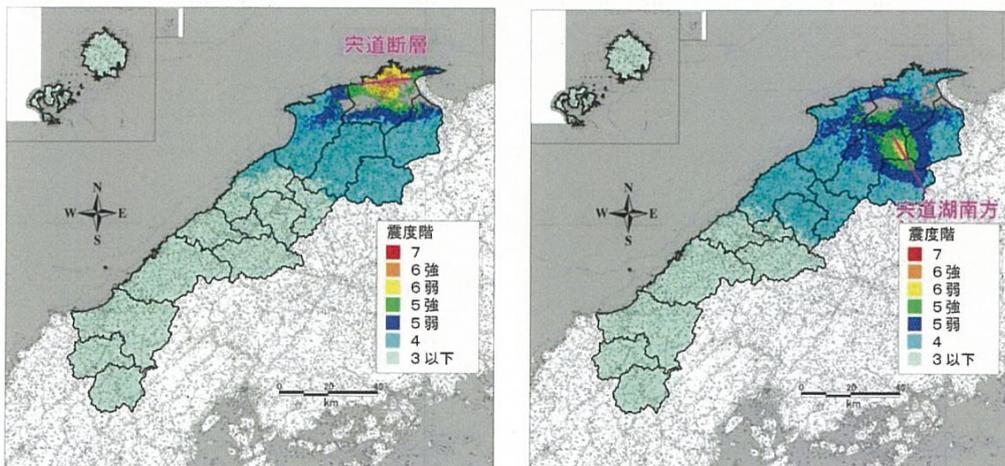


図2 各地震における震度分布



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成24年6月)」

宍道断層 (M7.1)

出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成24年6月)」

宍道湖南方 (M7.3)

4. 耐震化の現状と目標

4-1. 住宅の耐震化の現状と目標

国の基本方針では、現状の住宅の耐震化率（82%）を平成 32 年度までに 95%とする目標を定められ、さらに、平成 37 年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標を示された。

しかし、平成 27 年度末における島根県及び雲南市の住宅の耐震化率はそれぞれ、70%及び62%であること、また、島根県建築物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率の目標を平成 37 年度末までに 90%と目標設定されたことを踏まえて、雲南市における平成 37 年度末までの住宅耐震化率の目標を 90%とする。

表 4 住宅の耐震化率の現状及び目標

雲南市	住宅総数 (平成27年3月末)		耐震化率 (平成27年3月末)		目標 耐震化率 (平成37年度末)
	耐震性あり	耐震性なし			
	12,886	8,053	4,833	62%	90%

4-2. 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国及び県の目標（耐震化率を平成 25 年の約 85%から 95%とすること）を踏まえ、現状の約 80%を平成 37 年度末までに 95%まで引き上げることを目標とする。また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに耐震化の目標も設定する。

公共建築物の耐震化率の目標は、民間建築物の耐震化を先導する役割があることと、県計画の 100%の目標を踏まえ、平成 37 年度末までに 100%に引き上げることを目標とする。

なお、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき、島根県より指定を受けた建築物（雲南市地域防災計画（震災編）において防災拠点として位置付けられている建築物及び指定避難所で特定既存耐震不適格建築物（表 8 参照）に該当する建築物）は、耐震診断が義務化されるため、平成 32 年度までに耐震診断を確実に実施する。（表 6 参照）

表 5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の現状及び目標

用途	建築物数	耐震化率 (平成27年度末)		目標 耐震化率 (平成37年度末)
		昭和56年6月以降	昭和56年5月以前で耐震性あり	
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	171	122	31	80%
公共	148	100	31	80%
民間	23	22	0	90%
災害時の拠点となる建築物	136	93	31	90%
庁舎、学校、幼稚園、体育館、警察署、病院、福祉施設 など	125	82	31	90%
民間	11	11	0	100%
不特定多数の者が利用する建築物	4	2	0	50%
店舗、飲食店、ホテル、旅館、美術館・博物館、銀行 など	2	1	0	50%
民間	2	1	0	50%
特定多数の者が利用する建築物	31	27	0	80%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場 など	21	17	0	80%
民間	10	10	0	100%

表6 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる建築物（法第5条第3項第1号）

施設名称	棟名称	所在地
防災拠点		
大東総合センター	総合センター	雲南市大東町大東1673-1
掛合総合センター	総合センター	雲南市掛合町掛合1262-1
雲南市立病院	西棟	雲南市大東町飯田96-1
雲南市立病院	管理棟	雲南市大東町飯田96-1
指定避難所		
大東体育文化センター	集会所部分	雲南市大東町大東1349
大東体育文化センター	体育館部分	雲南市大東町大東1349
大東公園体育館	体育館	雲南市大東町大東1094
木次体育館	体育館	雲南市木次町新市409
掛合体育館	体育館	雲南市掛合町掛合2125-3

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民避難の妨げになる恐れのある道路として、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」に定められた第1次～第3次の緊急輸送道路を位置付け、その沿道の通行障害となる建築物の耐震化を促進する。

第1次～第3次緊急輸送道路沿いの通行障害となる建築物のうち、耐震性を満たさない建築物（以下、「通行障害既存耐震不適格建築物」という。図3参照）は市内で45棟把握されており、これらの建築物について、平成37年度末までに耐震化率を95%に引き上げることを目標とする。また、緊急輸送道路の内、第5条第3項第2号に基づき、重要度の高い区間として県が指定する路線沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修率100%を目指し、県と連携して重点的な耐震化の促進を図る。（図4、図5参照）

耐震化にあたっては、道路部局が実施している道路橋の耐震化状況を踏まえながら促進する。また、緊急輸送道路の見直しが行われた場合は、沿道の通行障害となる建築物についても見直しを行い、計画の整合性を取ることにする。あわせて、雲南市地域防災計画にて緊急輸送道路が新たに設定された場合、当該道路についても幅員や沿道の建築物の調査を行うとともに、法第6条第3項第2号の規定に基づく道路として指定を検討する。

表7 通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

道路種別・区間	建築物棟数		耐震化実施棟数 [耐震化率] 平成37年度末
	平成27年度末	計	
① 第1次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	18棟	32棟	43棟 [95%]
(①以外の第1次緊急輸送道路)	14棟		
② 第2次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	/	9棟	
(②以外の第2次緊急輸送道路)	9棟		
③ 第3次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	/	4棟	
(③以外の第3次緊急輸送道路)	4棟		
計	45棟		

※重要度の高い区間は、県計画で指定された第1次防災拠点及び町村役場を結ぶ緊急輸送道路の区間を示す。

表 8 特定既存耐震不適格建築物一覧

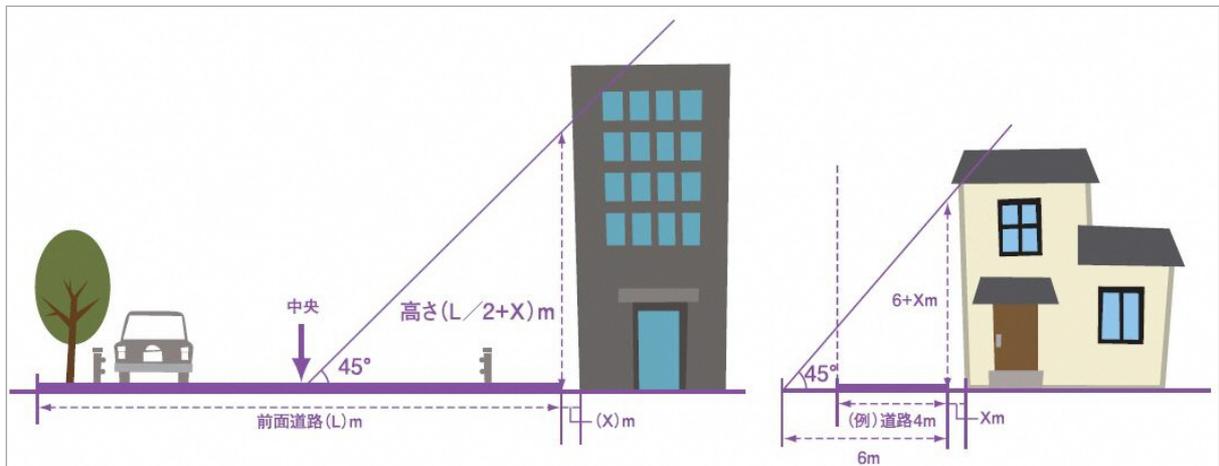
耐震改修促進法における規制対象一覧				
			※義務付け対象は旧耐震建築物	
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	

表 9 政令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 オ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2t 2t 10t 5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)	20,000m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物又は同法同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物20t 劇物200t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

図 3 通行障害既存耐震不適格建築物(下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物)



緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路

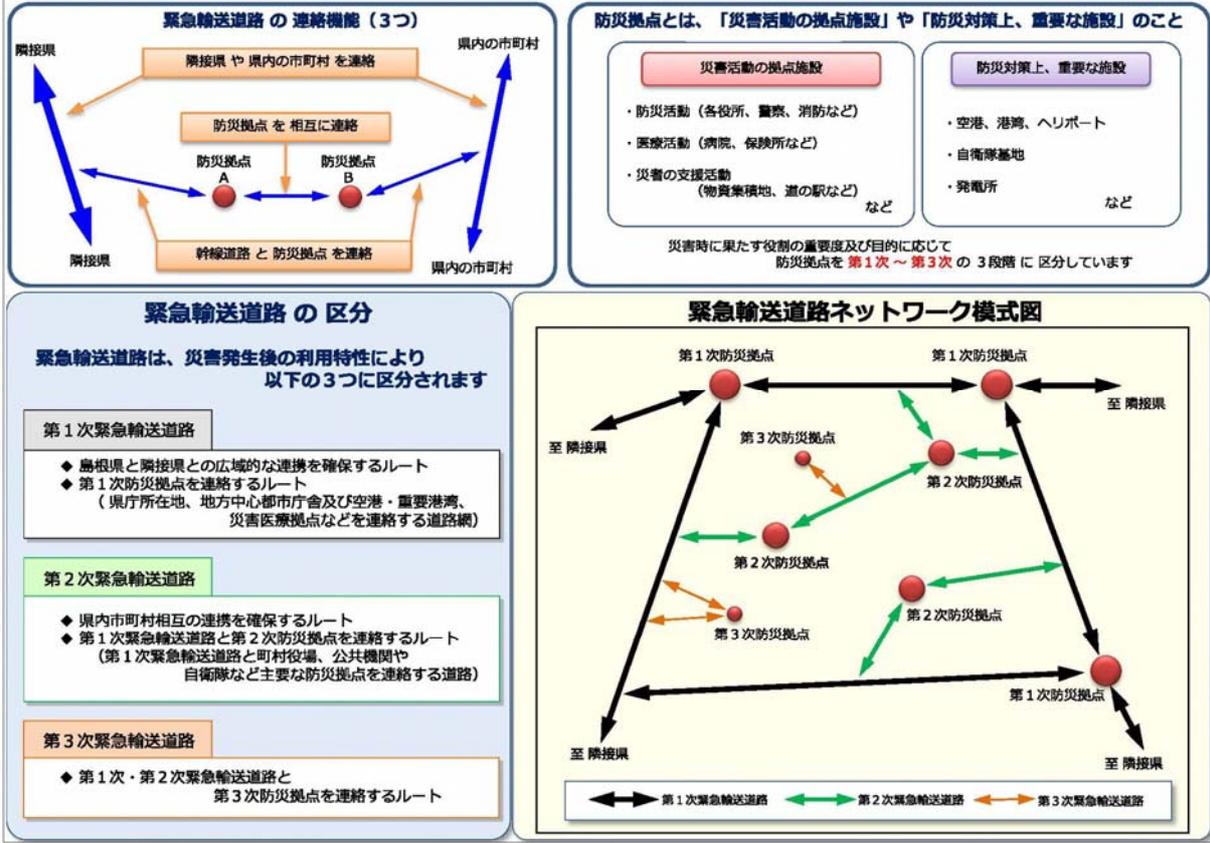
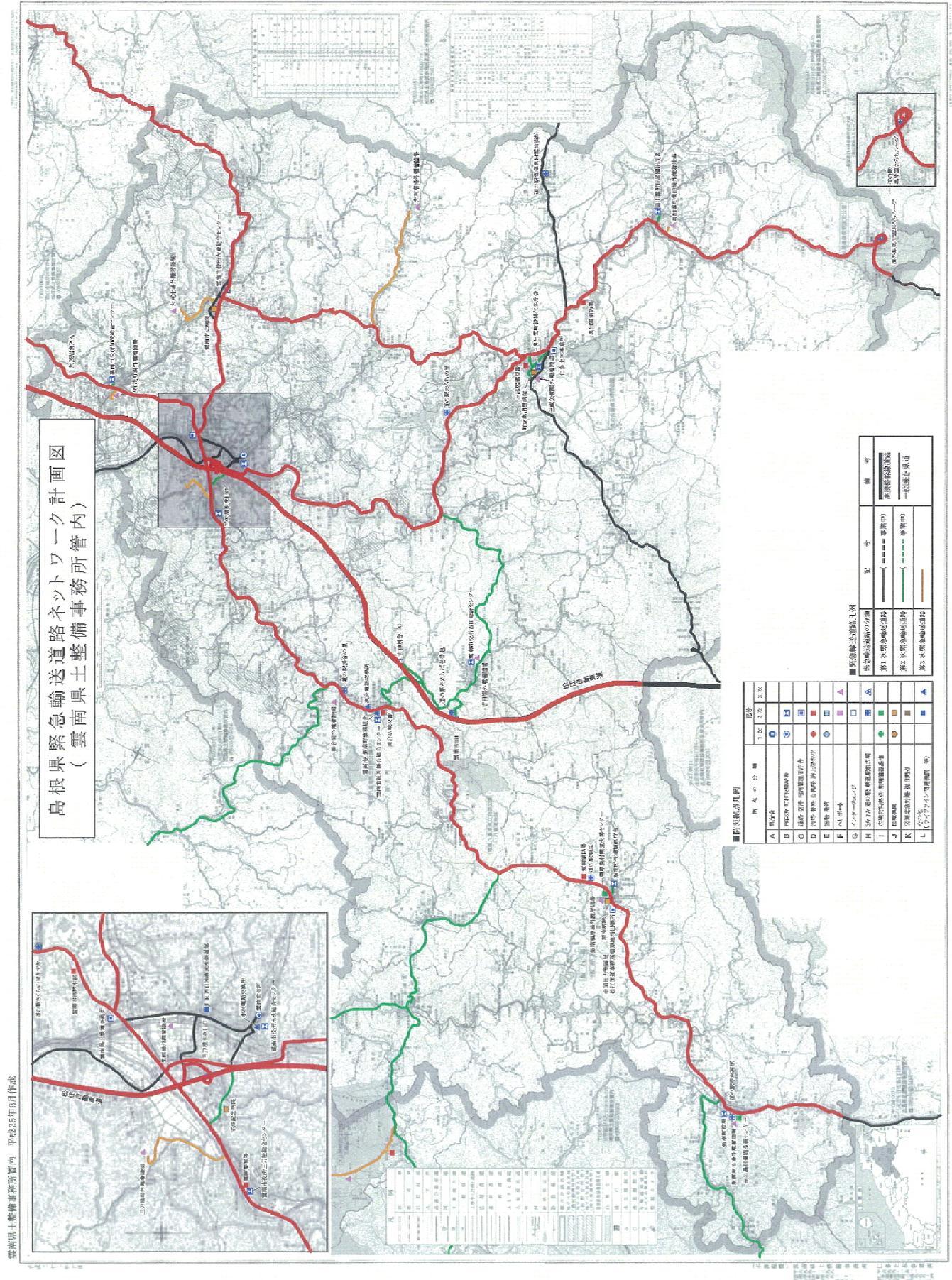


表 10 雲南市内の耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路一覧

道路種別	路線名	区間
高速自動車国道	松江自動車道	加茂町／松江市境～吉田町／広島県境
一般国道（指定）	国道54号	加茂町／松江市境～掛合町／飯南町境
一般国道（指定外）	国道314号	国道54号交点～木次町／奥出雲町境
主要地方道	県道24号（松江木次線）	大東町／松江市境～国道54号交点
主要地方道	県道25号（玉湯吾妻山線）	県道24号（松江木次線）交点～大東町／奥出雲町境
一般県道	県道332号（三刀屋木次インター線）	三刀屋木次IC～国道54号交点

図5 雲南管内の緊急輸送道路ネットワーク計画図及び耐震診断の報告の義務付け対象となる道路図

凡例： — 重要度の高い区間として県が指定する路線



雲南県土整備事務所管内 平成25年6月作成

5. 耐震化の促進を図るための施策

5-1. 施策の基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の促進における役割分担

①市民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、建築物を適切に保全する義務を有することから、自己ならびに家族、利用者等の生命及び財産を守るため、自己所有の建築物の耐震化を自らの責任において行うものとする。特に、特定建築物の所有者は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し、責任を持って建築物の耐震化を行うよう努めるものとする。

②自治会等の役割

自治会等には、災害時において相互扶助の役割が期待されていることから、地域の安全は地域住民自らの力で守るという認識の下、自治会等の自主防災活動の一環として、地震時の危険箇所の点検とその危険の除去等に積極的に取り組むものとする。

③建築事業者等の役割

建築事業者等は、安全で良質な建築物を消費者に提供する社会的責任を有しており、耐震に係る設計施工技術を研鑽し、建築物の品質・性能の向上及び価格の適正化に努めるとともに、自らの営業努力により耐震化工事の市場開拓に努めるものとする。

④市の役割

市は、市内の耐震化を先導する立場として自ら率先して市有施設の耐震化を進めるとともに、市民（建築物所有者）に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講ずるものとする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物及び地域

①重点的に耐震化を図る建築物

昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅や耐震改修促進法に定める要安全確認計画記載建築物のほか、災害時に医療活動の中心となる病院、住民の指定避難所となる体育館・交流センター等、高齢者・障害者等の生活弱者が利用する施設、避難者の一時的な仮住居となる公営住宅、その他多数の者が使用又は利用する施設について重点的に耐震化を図るものとする。

②重点的に耐震化を図る地域

全域を重点地域とするが、災害時に通行を確保すべき緊急輸送道路沿道地域及び災害時に避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域においては、特に重点的に耐震化を図るものとする。

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための誘導・支援策

①耐震診断及び耐震改修に対する支援策

平成 23 年度から耐震診断及び耐震改修等に対する補助制度を実施しており、住宅の耐震化に努めている。

表 11 雲南市木造住宅耐震化等促進事業の概要

1. 耐震診断	○耐震診断費の 9/10 を助成【上限 60,000 円】
2. 補強計画	○耐震改修設計費の 1/2 を助成【上限 200,000 円】 (耐震診断において、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもののみ対象)
3. 耐震改修	○耐震改修工事費の 23/100 を助成【上限 800,000 円】 (耐震診断において、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもの、かつ、補強設計の結果、上部構造評点が 1.0 以上に向上するもののみ対象) (施工については、市内に本社を有する法人または個人事業者を対象)
4. 解体工事	○解体工事費の 23/100 を助成【上限 400,000 円】 (耐震診断において、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもののみ対象) (施工については、市内に本社を有する法人または個人事業者を対象) (解体後も、雲南市に居住することが条件)

②自治会との連携による耐震化の取り組みの促進

耐震化の目標を達成するためには、個々の住宅への対応のみでは限界があるため、市、自治会及び建築関係団体が連携し、地域自主組織や自治会等の小さな組織で耐震化へ向けた取り組みを展開できるよう仕組みを検討する。

③リフォームに併せた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの際、併せて耐震改修を行うと費用や手間を低減でき、また、耐震化率向上の観点からも極めて効果的であるため、リフォームに併せて耐震化が行われるよう、普及啓発を行う。

また、リフォームに併せた耐震改修を促進するため、建築主への耐震診断費の補助や建築事業者の公表等の措置を検討する。

④新耐震基準で建築された住宅の耐震診断等に対する支援

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震にも見られるように、昭和 56 年 6 月以降のいわゆる新耐震基準で建築された住宅についても、倒半壊するなどの被害が発生している状況を鑑み、新耐震基準の住宅について、耐震診断による耐震性の確認や耐震性の不足する場合の耐震改修等への支援策を検討する。

⑤空き家等へ入居する際の耐震診断等に対する支援

UI ターン者や子育て世帯等が空き家等を活用し居住する際、リフォームに併せて耐震改修工事を実施することにより、安全な住宅の供給と耐震化の向上を図るため、耐震診断による耐震性の確認や耐震性の不足する場合の耐震改修等への支援策を検討する。

(2) 安心して耐震化を行うことができる環境整備

①相談窓口の設置及び情報の提供

住宅・建築物所有者等が気軽に耐震診断・改修の相談ができる相談窓口を引き続き設置し、体制の充実に努める。この窓口においては、耐震診断や耐震改修に関する一般的な相談だけでなく、市が実施する耐震化に係る施策や、国の耐震改修促進税制等についての情報提供など総合的な対応を行う。

また、島根県では、建築技術者及び事業者養成の講習会を受講し、受講終了登録を受けた技術者及び事業者をホームページ等で紹介し、住民や特定建築物所有者が、一定の技術水準を持つ設計者や施工技術者を自ら選択できるシステムを構築し、実施している。また、建築事業者に関しても技術者と同様に、耐震診断業務・改修工事の実績及び優良な技術者の人数等を登録し公表する制度を促進している。雲南市でもこの島根県の取り組みと連携し、県の制度を活用することにより、耐震診断・耐震改修を実施しようとする市民に対して、専門家の紹介や県の取り組みの案内を行えるよう、相談体制の整備や情報提供を行う。

②耐震診断士の派遣

住民から耐震診断費に対する助成申請を受けた場合、診断が可能な技術者を選定し、派遣をすることにより、診断結果の適格性を確保し、併せて手続きの簡素化を図る。

なお、県及び関係団体と連携し、公平で適格な制度の策定及び運用を図る。

(3) 地震時の総合的な安全対策

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀は、地震時に倒壊の危険性があり、死傷者の発生や避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなる。このため、パンフレット等を通じてブロック塀の倒壊の危険性を市民に啓発するとともに、補強方法等の普及を図り、改善を促していく。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、地震時の地域の安全性を高めるようにする。

②窓ガラス・天井等の落下防止対策

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生やがれきによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなる。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を所有者へ周知するとともに、補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

天井についても、建築基準法施行令第39条第3項及び平成25年国土交通省告示第771号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件）に該当する特定天井を対象に、当該告示への適合が求められていることから、必要な対策を講ずる。

③エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターの緊急異常停止によるかご内への閉じ込めを防止するため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について、建築物の管理者、所有者及び利用者に対して知識の普及を図る。

④住宅の家具等の転倒防止対策

建築物の十分な耐震化が実施されていても、家具・家電製品等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時に死傷の原因となったり、避難・救援活動に支障を引き起こすこととな

る。また、地震後の在宅避難を可能とするためにも、家具等の転倒防止は重要な地震対策となる。このため、耐震化の啓発にあわせ、家具・家電製品等の固定方法など転倒防止対策の普及徹底を図る。

⑤建築物の不燃化の促進

地震発生に伴い、火災の発生の危険性が高まることから、市街地の延焼を抑制し、避難路・避難地等の安全性を高めるため、密集住宅地や避難路沿道の建築物について、耐震化の促進にあわせ不燃化の促進を図る。

⑥給湯器の貯湯タンクの転倒防止対策

東日本大震災及び熊本地震において、電気やガスによる温水器やCO2冷媒ヒートポンプ給湯器等の貯湯タンクの転倒被害が多数発生した。これにより、平成12年建設省告示第1388号（建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件）が改正され当該告示への適合が求められていることから、転倒防止対策の周知を図る。

（4）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

緊急輸送道路とは、主要な都市間及び防災拠点を連絡する道路であり、災害発生後において避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施する上で重要な道路となる。特に、緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間として県が指定する路線沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を優先して取り組む。

今後、雲南市においても市の緊急輸送道路の指定に向け、必要な調査、検討を進め、指定が行われた場合、速やかにその沿道の耐震化を図るよう施策を検討する。

（5）地震発生後の応急対応

①被災建築物応急危険度判定の実施

地震による建築物への被害が発生した場合、被災した建築物の危険性の有無を判定し、その後の余震による二次災害を未然に防止するため、県及び（一社）島根県建築士会と連携して、応急危険度判定士の活動に対して必要な措置を講ずる。

②被災者に対する市営住宅等の紹介

大規模地震等の災害により住宅に住むことができなくなった被災者に対し、市営住宅等の空き家を紹介する。

（6）建築物の地震防災に関する啓発及び知識の普及

①地震ハザードマップの作成・公表

市民及び建築物所有者に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに災害における被害を最小限に食い止めることを目標に、地震に関するハザードマップを作成し、公表することを検討する。

②自治会防災活動による身近な地震防災マップの作成

市民の連帯意識を醸成し、また市民による安全な避難活動等に役立てるため、自治会において、身近な危険や安全な施設・場所・道路等を記載した街区ごとの地震防災マップを作成するよう依頼する。

街区ごとの地震防災マップには、自治会による自主的な防災点検活動を通して、安全な避難経路や危険な通路、緊急車両の進入できない範囲、ブロック塀が転倒する危険性のある箇所、瓦・ガラスなどの落下物に注意する箇所などを現状に即して記載し、市民が生活実感をもって身近に存在する様々な危険を再認識できるものとする。

雲南市は自治会による点検活動、マップ作成作業、これを活用した耐震診断・改修等の啓発活動及び危険箇所の改善事業等の取り組みを支援する。

③啓発用パンフレット等の作成・配布

広く市民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、国や島根県、(財)日本建築防災協会の発行するパンフレットを活用するとともに、新たな耐震改修促進PRパンフレットを作成し、市民へ広く情報を発信する。

④ホームページ・広報・ケーブルテレビの活用

雲南市のホームページ、広報、ケーブルテレビを活用し、耐震化に関する情報を提供する。

⑤耐震化に関するセミナー・講習会の開催

島根県や周辺の市町村、関係団体等と連携し、市民向け又は特定建築物所有者向けの、耐震診断・耐震改修に関するセミナー・講習会を開催する。

⑥地域自主組織等による防災出前講座の開催と戸別訪問の実施

地域自主組織や自治会単位等での耐震化の取り組みが促進されるよう、関係団体と連携し、防災出前講座を開催する。出前講座では、家具の転倒防止対策、耐震診断及び耐震改修、ならびに自治会レベルでの地震防災マップの作成の必要性等について説明し、意識啓発を行い、さらに詳細なアドバイスを行うための戸別訪問の募集も合わせて実施する。戸別訪問の要請があった場合には、市職員等が直接住宅所有者に、地震による危険性、耐震改修の必要性、支援制度等を説明し、その場で質疑回答することにより、耐震診断及び耐震改修に対する意識改革を図る。

なお、戸別訪問にあたっては、上記とは別に、戸別訪問を行う区域や、効果をより高める方法等をまとめたアクションプログラムを作成し、関係団体と連携して、重点的に耐震化を促進することを検討する。

⑦地震保険等への加入促進

地震により家屋が倒壊した被災者は自力で住宅の復旧を行わざるを得なく、被災地域の復旧が円滑に進まない恐れもあることから、広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済（建更）等の加入促進に向けた情報提供に努める。

(1) 所管行政庁及び庁内関係部局間の連携の強化

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁との連携・協力が不可欠であるため、所管行政庁である島根県と十分な連絡調整を行いながら、効果的な指導や対策を進める。

なお、雲南市においては、平成 25 年度に限定特定行政庁を設置し、県の業務の一部を移管している。このことから、県及び県内他行政庁との連携体制を強化するとともに情報の共有化に努める。

また、雲南市においても行政各分野の連携が重要となるため、庁内の各関係部局における課題や情報共有など、協力体制の確立に向けた取り組みを進める。

(2) 建築確認を要しない地域における法令遵守の周知徹底

本市には都市計画区域外の区域が広範にあり、こうした地域では一定の規模未満の建築物の建築に際して建築確認申請が不要であることから、建築基準法の規定を満たさない建築物が建築される、あるいはこれまでに建築されている可能性がある。こうした地域においても法令を遵守するとともに、建築物の耐震化を促進すべく周知徹底を図る。